

23千情個第3号
平成24年2月8日

千葉市長 熊谷俊人様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会長 稲垣総一郎

思想、信条等に関する個人情報の収集について（意見）

平成23年12月28日付け23千保生第1557号による報告について、下記のとおり意見を述べることにします。

記

1 報告事項

墓地等経営許可事務

2 報告に対する意見

千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号）第7条第3項及び同条第4項の規定に照らし、慎重に審議した結果、宗教法人の墓地等経営についての当該許可事務を行う上で、墓地等を必要としている檀信徒の情報を収集したことについては、事務の性質上必要不可欠であったと認められる。

なお、収集した個人情報の管理については、同条例の趣旨に沿って、適切に行われるよう検討されたい。